

# 令和6年度 南住吉小学校 「学校安心ルール」

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかない	・ルールを守る	・勉強する	・あいさつをする	・時間を守る
第1段階	・授業時間におくれる ・教科書、ノートなど学習用具を出さない	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・話を素直に聞かない ・指示や指導を無視する ・からかう、ひやかす	・時間を守らない ・物を大切にしない ・登下校時に寄り道をする ・不要なものを持ってくる	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導
第2段階	・私語をする、立ち歩くなど他の児童の学習のじやまをする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・上記をくりかえす ・指示や指導に反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたことなどを言う	・学校の物をこわす ・家を出たのに登校しない ・お金の貸し借りをする ・スマートフォンや携帯電話でトラブルになる	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導
第3段階	・上記をくりかえす ・故意に授業を妨害する ・許可なく教室から出ていく ・テストのじやまやカンニングを繰り返す	・いじめをする ・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指示や指導に激しく反抗する ・攻撃的なことを言ったり暴力をふるったりする	・お金や物の貸し借りでトラブルになる ・万引、喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	・第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

## ＜ルールを運用するうえでの留意点＞

※各段階の状況は例示です。さまざまな状況に対して、学校はひとりひとりの児童や家庭の状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。